


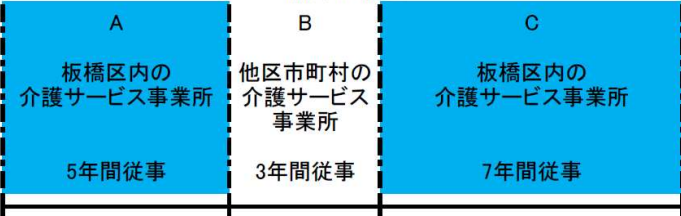
板橋区介護サービス従事者勤続表彰事業 よくあるご質問

令和8年4月1日更新

No.	質問事項	回答
1	令和8年度から、板橋区介護サービス従事者勤続表彰事業はどのように変更されたのか。	従前は勤続年数10年以上の者のみを表彰対象としていたが、令和8年度からは勤続年数「5年以上」「10年以上」「15年以上」の3区分を新たに設け、区分ごとに表彰を実施することとした。
2	過去に勤続年数「10年以上」の区分で表彰を受けた職員がいるが、再度表彰の対象となるのか。	過去に勤続年数「10年以上」の区分で表彰を受けている場合、次に表彰の対象となるのは、当該職員が4月1日時点で勤続年数「15年以上」に達した時である。
3	昨年度、勤続年数「10年以上」で表彰を受けた職員が、昨年度の時点で既に勤続年数「15年以上」であった。この場合、当該職員は今年度の表彰対象となるのか。	当該職員は、今年度において勤続年数「15年以上」の区分で表彰対象となるものである。
4	今年度の4月1日時点で、勤続年数16年だが一度も表彰を受けたことがない職員がいる。この場合はどの区分で表彰の対象になるのか。	当該職員は、今年度において勤続年数「15年以上」の区分で表彰対象となるものである。 ※「5年以上」および「10年以上」の複数の区分で重複して表彰を受けることはできない。
5	勤続年数「5年以上」の職員も表彰式に出席できるのか。	勤続年数「5年以上」の職員については、表彰状の郵送をもって表彰とする予定である。 勤続年数「10年以上」および「15年以上」の職員については、表彰式への出席を依頼する予定である。 なお、表彰式への出席は任意である。
6	平成28・29年度は勤続年数「15年以上」が表彰対象であったが、当該年度に表彰を受けた職員は今回の表彰対象となるのか。	平成28・29年度に勤続年数「15年以上」の区分で表彰を受けているため、今回の表彰対象には該当しないものである。

板橋区介護サービス従事者勤続表彰事業 よくあるご質問

令和8年4月1日更新

No.	質問事項	回答									
7	常勤・非常勤とはどのような基準によって分類されるのか。	<p>週40時間程度の勤務をしている者を常勤職員と考えるが、各事業所によって勤務体制は様々であるので、各事業所の運営基準等において定められている常勤が勤務すべき時間数（週32時間を下限とする。）に達している者であれば、常勤職員としてみなす。なお、例1のとおり、常勤職員として勤務した年月のみを算定対象とする。</p> <p>期間Aと期間Cのみを勤続年数の算定対象とする。 (網掛け部分)</p>  <p>例1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">常勤職員 5年間従事</td> <td style="text-align: center;">非常勤職員 3年間従事</td> <td style="text-align: center;">常勤職員 7年間従事</td> </tr> </table>	A	B	C	常勤職員 5年間従事	非常勤職員 3年間従事	常勤職員 7年間従事			
A	B	C									
常勤職員 5年間従事	非常勤職員 3年間従事	常勤職員 7年間従事									
8	他区市町村の介護サービス事業所における勤務年月数は加算していいのか。	<p>例2のとおり、板橋区内の介護サービス事業所に勤務した年月のみを算定対象とする。</p> <p>期間Aと期間Cのみを勤続年数の算定対象とする。 (網掛け部分)</p>  <p>例2</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">C</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">板橋区内の 介護サービス事業所</td> <td style="text-align: center;">他区市町村の 介護サービス 事業所</td> <td style="text-align: center;">板橋区内の 介護サービス事業所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5年間従事</td> <td style="text-align: center;">3年間従事</td> <td style="text-align: center;">7年間従事</td> </tr> </table>	A	B	C	板橋区内の 介護サービス事業所	他区市町村の 介護サービス 事業所	板橋区内の 介護サービス事業所	5年間従事	3年間従事	7年間従事
A	B	C									
板橋区内の 介護サービス事業所	他区市町村の 介護サービス 事業所	板橋区内の 介護サービス事業所									
5年間従事	3年間従事	7年間従事									
9	経歴書には、他区市町村の介護サービス事業所での勤務期間や非常勤職員従事時の勤務期間を記入しなければならないのか。	<p>記入する必要はない。算定の対象となる年月に係る期間のみの記入でよい。</p>									
10	「利用者の処遇に直接携わる介護業務」に調理師、調理員(パート)、営繕職員、事務職員は対象に含まれるのか。	<p>いずれも対象に含めない。 利用者の処遇に「直接」携わる職業としているが、左記の職はいずれも間接的な支援であるため。</p>									